

第383号

令和4年

11月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 小又 貞子
印刷所：共進印刷

【戸塚税務署より】

「税を考える週間」によせて

戸塚税務署長 宮本 浩
みやもと ひろし

晩秋の候、一般社団法人戸塚青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

会員の皆様方には、平素より税務行政に對しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ところで、国税庁では、毎年十一月十一日から十一月十七日までを「税を考える週間」として集中的に広報活動を実施しております。

その歴史は、昭和二十二年に申告納税制度が導入され、税務行政に対する納税者の不満が多く聞かれたという時代背景があり、昭和二十九年に、「納税者の声を聞く月間」を設けたことから始まります。その後、声を聞くという受身の姿勢だけではなく、積極的に税の重要性、執行の公平性等を広報することを目的に、実施して参りました。

そして、平成十六年からは、納税者の皆様に、税の在り方や国の有り様を真剣に考えていただく時期に来ているという観点から、単に税を知るだけでなく、能動的に税の仕組みや目的を考えていただき、税に対する理解を深めていただくこと、「税を知る週間」から「税を考える週間」に改称し、現在に至っております。

貴会におかれましては、「税を考える週間」行事として、「税に関する書道展」や「講演会」の開催等に積極

的に取り組んでいただいております、そのご尽力に對しまして、改めて感謝を申し上げます。

当署といたしましても、貴会をはじめ関係民間団体の皆様のご協力をいただき、新型コロナウイルス感染症防止策を徹底しつつ、「書道展作品の表彰」、「税に関する作文の表彰」、「児童・生徒に対する租税教室」、「税の研修会」等を通じて、多くの方々に日常生活と税の関わりを理解していただくとともに、関係民間団体の活動を知っていただけるよう取り組んで参ります。

さて、来年十月から、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」が実施されます。手続はお済みでしょうか？

売上先が、消費者の場合は、インボイス制度の影響を受けませんが、事業者の場合は、インボイス発行事業者になることを検討する必要があります。

このため、できるだけ早い時期に、インボイス発行事業者の登録申請をするかどうかの検討をしていただき、所要の手続をお願いいたします。

最後に、一般社団法人戸塚青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、「税を考える週間」によせての挨拶とさせていただきます。

戸塚税務署長講演会のお知らせ

日時：令和4年11月14日（月）午後2時～4時
（受付開始 午後1時30分）

会場：戸塚法人会館 中会議室
横浜市戸塚区上倉田町449-2

講師：戸塚税務署長 宮本 浩 様

内容：「税に関するよもやま話」

定員：30名



昨年の様子

申込方法：11月1日（火）までに、電話またはFAXにて青色申告会事務局までお申し込みください。

TEL 045-881-8558 FAX 045-861-3505

インボイス発行事業者の登録について、検討中の皆様へ

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月31日までにインボイス発行事業者の登録申請が必要です。なお、登録は任意です。

事業者ですが、今、何をすればいいの？



売上先（取引の相手方）がインボイスを求めているか確認してみましょう。
※ 売上先が消費者であれば、インボイスは必要ありません。

売上先（取引の相手方）はインボイスを求めています。どうすればいいの？



インボイスの発行は、インボイス発行事業者にしかなできません。
インボイス発行事業者になるためには、税務署に申請し登録を受ける必要があります。

登録した場合としない場合では、何が違うの？



下の表のような違いがあります。

	インボイス発行事業者の登録をした場合	インボイス発行事業者の登録をしない場合
消費税申告の要否	 必要 (登録を取りやめない限り、申告が必要。)	免税事業者の場合、 不要 (免税事業者以外の場合、 必要) ※ 免税事業者…2年前の課税売上高が1,000万円以下の事業者
インボイスの発行	 できる	 できない

お問い合わせ先

- インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）は、事前予約が必要です。最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、予約をお願いします。

特設サイト



個人番号(マイナンバー)の戸塚青色申告会での取扱いについて

平成29年の確定申告書からマイナンバーの記載が必要になりました。納税者に加え、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載も必要です。

また、確定申告書を書面で提出される場合(電子申告をしない場合)には、**納税者のマイナンバーのコピーを添付**する必要があります。戸塚青色申告会では個人情報保護の観点から、マイナンバーカード等(通知カードや身分証明書)のコピーは行えません。事前にご用意くださるようお願いいたします。

※戸塚青色申告会でマイナンバーを取扱うには、会員様と戸塚青色申告会の間で、マイナンバーに関する委託契約を初回のみ結んでいただく必要がございます。**委託契約には印鑑が必要**ですので、必ずお持ちください。

年 末 調 整

従業員(専従者を含む)に対する給料の支払いがある事業主は、年末調整の手続きが必要です。12月の給料額が確定している場合、年内でも相談を受け付けますので事務所までお越しください。尚、事務所以外での相談会場は1月に開催いたします。

税務署から源泉所得税の納付期限のお知らせが送付されない方もありますが、**源泉徴収税額が0円でも年末調整の手続きと納付書の提出が必要になります**。確定申告相談時に作成する決算書には、支払額や源泉所得税額を記載する必要がありますので、忘れずに手続きをお願いいたします。

注意!

給与支払報告書(源泉徴収票)には従業員だけでなく、従業員の扶養家族(16歳未満含む)のマイナンバーの記載が必要です。

また、事業主はマイナンバーの記載に加えて、**マイナンバーを証明する書類のコピーを添付する必要があります**ので、ご注意ください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

専従者・従業員のマイナンバー

専従者・従業員の扶養家族のマイナンバー

事業主のマイナンバー

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を!

～給与支払報告書の提出について～

【提出期限】令和5年1月31日(火)です!

※早期提出にご協力をお願いします。

【提出にあたりご留意いただきたいこと】

○eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」です。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

Tel. 045 (671) 4471 受付: 8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所では受け付けておりませんので

ご注意ください。

横浜市 特別徴収

検索

～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

【提出期限】令和5年1月31日(火)です!

※早期提出にご協力をお願いします。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区山下町2

産業貿易センタービル5階

Tel. 045 (671) 4384 受付: 8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所では受け付けておりませんので

ご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索

生活習慣病（成人病）健診予定のお知らせ

毎年1月と8月に実施しております、生活習慣病（成人病）健診についてご案内いたします。

病院等で行う1日健診及び、一泊人間ドックと同等の検査を、総合コースで38,000円程度（一般料金の3割安）と短い時間（平均2時間）で効率的に受けることができます。

他にもオプション検査として新型コロナウイルスの抗体検査も実施しております。抗体検査は単独でも実施可能で、健診結果は受診者の自宅へ送付されます。

事業主様だけでなく、従業員・パート、家族の方もご利用いただけますので、ぜひお申し込みください。

*実施日 令和5年1月

*会場 戸塚法人会館

*申込締切日 令和4年11月下旬

※詳細は個々に封書でご案内が届きます。

お問い合わせは



（一財）全日本労働福祉協会
TEL (03) 5767-1713 (月～金)
＜9:00～12:00、13:00～17:00＞

第37回 税を考える週間 書道展

戸塚法人会館1Fふれあいギャラリーに展示中。
昨年展示の様子



12月号は休刊となりますので、受賞者の紹介は1月号に掲載いたします。

事務局からのお知らせ

年末年始のお休み

令和4年12月28日から令和5年1月4日

- ・年末の業務は12月27日（火）で終了となります。
 - ・新年の業務は1月5日（木）から開始となります。
- よろしくお願いいたします。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

池谷	忠彦様	戸塚区
永吉	壽博様	戸塚区
長沼	清一様	栄区
鈴木	豊寿様	泉区
片野	ハツ様	泉区
田中	克也様	栄区
鶴岡	秀昭様	戸塚区
中野	和彦様	栄区
奥村	孝司様	戸塚区
川戸	博文様	戸塚区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。

農業部会より

「A横浜秋の農業まつり中止について

毎年、大勢の方にご来場いただいております「秋の農業まつり」について、今年も開催を中止させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、皆さまの安全確保を最優先に新型コロナウイルスの感染リスクの回避を考慮し、中止の判断をさせていただきました。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代議員選挙のお知らせ

本年度は代議員を選出する年度にあたります。依って、次期代議員を選出するため、選挙を下記の要領により実施します。

定員：70名

立候補の受付：令和4年11月16日～11月30日

投票：令和4年12月14日～12月21日

当選者公示：令和5年1月

ご不明な点がございましたら、事務局迄ご連絡ください。

事務局 045-881-8558

会の動き

◆ 報告（前号予定に掲載されなかった分）

9月27日(火) インボイス制度説明会（法人会館A会議室）

10月25日(火) 職員会議（午後閉所）

10月26日(水) スマホ講習会（法人会館中会議室）

10月28日(金) インボイス制度説明会（法人会館B会議室）

◆ 予定

11月 3日(木) 戸塚ふれあい区民まつり（東戸塚小学校）

11月 3日(木) 泉区民ふれあいまつり（和泉遊水地）

11月 5日(土) 栄区民まつり（本郷中学校）

11月13日(日) 書道展表彰式（法人会館中会議室）

11月14日(月) 税務署長講演会（法人会館中会議室）

11月22日(火) インボイス制度説明会（法人会館B会議室）

11月27日(日) 休日指導会（事務所）

12月 8日(木) 個人事業者の研修会（法人会館B会議室）

12月11日(日) 休日指導会（事務所）

12月18日(日) 休日指導会（事務所）

12月23日(金) 記帳確認最終日

12月27日(火) 仕事納め（職員会議のため、閉所）

1月 5日(木) 仕事初め（通常時間）

編集後記

亡き母は花に囲まれての生活を好み、広くもない庭に沢山の球根類や草花を植えていた。お蔭様で今も春夏秋冬何かしらの花が次々と咲き続けてくれている。

対照的に少し頑固だった父は「花より団子だよ」と言って、柿・柑橘類・杏・柘榴など実のなる木ばかりを植えていたのを知っている。

中学生になって柿をもいでいた時、「柿は全部もぐなよ。これから冬にかけて小鳥達の食べ物が少ないから金柑なども残しておいてやるんだ。」

毎年この季節になると、父からの意外とも思えたあの時の言葉が懐かしく蘇ってくる。

早いもので、来年6月に父の10回忌を迎える。

広報委員 鈴木 繁